

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（子夫婦及び夫の父母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、要介護状態にあった父母につき要介護の状態や生活状況等に応じて1名当たり月額3万円ないし5万円が賠償された他、避難先で父母の介護を余儀なくされた子夫婦につき介護負担の状況や生活状況等に応じ兩名合計で月額3万円又は5万円が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目】精神的損害（日常生活阻害慰謝料）の増額分

【期 間】 自 平成23年3月11日 至 平成30年3月31日

[内訳]

1 申立人X1及び同X2

- (1) 平成23年7月ないし平成26年10月 各月3万円、合計120万円
- (2) 平成26年11月ないし平成30年3月 各月5万円、合計205万円

2 申立人X3

- (1) 平成23年3月ないし平成26年10月 各月3万円、合計132万円
- (2) 平成26年11月ないし平成27年12月 各月4万円、合計56万円
- (3) 平成28年1月ないし平成30年3月 各月5万円、合計135万円
- (4) 一時金 10万円

3 申立人X4

- (1) 平成23年3月ないし平成23年6月 各月3万円、合計12万円
- (2) 平成23年7月ないし平成30年3月 各月5万円、合計405万円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、合計金1075万円の支払義務のあることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害項目に対する賠償金の一部として、合計金92万5000円を支払済みであることを相互に確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年10月17日

(仲介委員 牛久保 美香)